

第 10 章 消 防 法 届

1. 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始(廃止)届出

(消防法第9条の3、危険物の規制に関する政令第1条の10、危険物の規制に関する規則第1条の5)

提出書類

- ① 圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始(廃止)届出書 ----- 様式
- ② 工事関係書類・図面等

報告対象

- ① 圧縮アセチレンガス等の貯蔵・取扱いを開始又は廃止するとき

留意事項

- ① 液化石油ガス等の火災予防又は消火活動に支障を生ずる恐れのある物質を一定数量以上貯蔵・取扱いする場合は、あらかじめ所轄の消防署長に届け出る必要があります。
- ② 液化石油ガスの場合、300kg以上が該当します。
- ③ 貯蔵する場合及び取扱いを廃止する場合の両方の場合とも提出が必要となります。
- ④ 提出の際は、消防署の担当官の指示に従ってください。